

## 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 第三者による合同演説会の開催の解禁

一 各選挙につき、公職の候補者以外の者又は衆議院名簿届出政党等以外の者は、次の場合においては、当該選挙の選挙運動の期間中、それぞれの合同演説会を開催することができるものとする。

① 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することについて当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全ての公職の候補者の同意を得た場合 当該同意をした公職の候補者のうち二人以上の公職の候補者の合同演説会

② 衆議院名簿届出政党等以外の者が二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することについて当該選挙区の全ての衆議院名簿届出政党等の同意を得た場合 当該同意をした衆議院名簿届出政党等のうち二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会

二 一により開催される合同演説会（以下「第三者開催合同演説会」という。）においては、一の①の合同演説会にあつては公職の候補者及びその指定する演説者は当該公職の候補者の選挙運動のための演説を、一の②の合同演説会にあつては衆議院名簿届出政党等の指定する演説者は当該衆議院名簿届出政党

等の選挙運動のための演説をすることができるものとする。

三 第三者開催合同演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、第三者開催合同演説会の会場外においては掲示することができないものとする。

(第百六十四条の二の二関係)

## 第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。